

知財紛争に特化した認証 ADR 事業者の例



認証番号【119】

認証年月日 平成24年11月1日

平成29年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	日本知的財産仲裁センター				
住所	東京都千代田区霞が関三丁目4番2号 弁理士会館1階				
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 東京本部				
	TEL: 03-3500-3793 E-mail: info@ip-adr.gr.jp URL: http://www.ip-adr.gr.jp				
取り扱う紛争の範囲					
【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）					
アピールポイント					
・ 当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。 ・ 調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。 ・ 調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。					
手数料					
申請手数料	調停47,620円(税抜)／仲裁100,000円(税抜) ※申請人のみ負担				
期日手数料	調停47,620円(税抜)／仲裁100,000円(税抜) ※各自負担				
成立手数料	和解契約書作成手数料142,858円(税抜)／仲裁判断書作成手数料200,000円(税抜) ※各自負担				
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費				
実施方法					
実施日時	月～金(祝日除く。中国支所は火休)／午前10時～正午、午後1時～午後4時				
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成				
解決までの標準期間	約6か月				
解決事例・想定事例					
【解決事例】事例5:特許権侵害事件(http://www.ip-adr.gr.jp/case/ より) 《1》背景 機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属しないと主張し、話し合いは決着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。 《2》申立の趣旨 Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。 《3》被申立人の主張 Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。 《4》争点 特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するか否かの判断に影響を与えるか否か。 《5》結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。 《6》本事例の特徴 調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例です。訴訟で争うよりは時間、費用の面で利益があったものと思われる。					
過去3か年の取扱件数（※以下の件数は、各事務所の総数です。）					
	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
平成27年度	3	5	1	3	1
平成26年度	4	4	1	1	2
平成25年度	4	5	1	3	1

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)をご覧ください。

出典：「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧」（法務省、平成29年4月1日現在） p42



認証番号【018】

認証年月日 平成20年7月28日

平成29年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	一般財団法人ソフトウェア情報センター				
住所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル				
名称	ソフトウェア紛争解決センター				
	TEL: 03-3437-3074 E-mail: kaiketsu@softic.or.jp URL: http://www.softic.or.jp/adr/index.htm				
取り扱う紛争の範囲					
【知的財産関係】ソフトウェアに関する紛争 ～ ソフトウェアに関する著作権、特許、商標等 ～ 企業間におけるシステム、コンテンツ、データベースに関する取引全般					
アピールポイント					
・ あっせん人候補者として、ソフトウェア分野の紛争の経験・実績が豊富な弁護士等の専門家が揃っていて、これらの方々を申立人が選ぶこともできますし、当センターにお任せいただくこともできます。 ・ 当事者が紛争状態であることを、関係取引先に知られることなく手続をすすめることができます。 ・ 案件にもよりますが、3か月～6か月の間に解決を目指します。					
手数料					
申請手数料	5万円に、申立額に応じて所定の計算式により算出した額を加えた額(税別)				
期日手数料	1当事者10万円/回(税別)				
成立手数料	各当事者の解決利益額を元に所定の計算式により算出した額(税別)				
その他	必要に応じて掛かった費用の実費				
実施方法					
実施日時	月～金/9時30分から16時30分(ただし、12時から13時を除く)				
手続実施者の構成	弁護士2名、技術関係者1名を原則				
解決までの標準期間	3か月～6か月				
解決事例・想定事例					
【解決事例】 ○ システム開発で納期までに納品されないため、その損害賠償を求めたケース。あっせん案では、一旦、当該開発契約を解除した上で新たな納期を定め、引き続き相手方ベンダーが完成に向けて開発を行うこととし、そのために必要な条件を定めるという解決が示され合意されました。 ○ 長年使っていたシステムの新システム移行時に不具合が見つかり、当該不具合により払う必要のない税金を払わされたとして、ユーザがベンダに対し既払いの税金分の損害賠償を求めたケースで、争点は消滅時効との関係で不法行為の起算点をどう考えるかの問題でした。両当事者は決定的な紛争は避けたいと考えていたことから、あっせん人が法的見解を踏まえた適正額の見解を両当事者に示して合意されました。					
過去3か年の取扱件数					
	受案件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
平成27年度	1	2	2	0	0
平成26年度	2	1	1	0	0
平成25年度	3	2	1	1	0

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0018.html>)をご覧ください。

出典：「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧」（法務省、平成29年4月1日現在） p43



認証番号【106】

認証年月日 平成23年10月3日

平成29年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン				
住所	東京都千代田区平河町1-5-5 SKビル3階				
名称	UDF-ADRセンター				
	TEL: 03-3239-3110 E-mail: adr@udf-jp.org URL: http://www.udf-jp.org				
取り扱う紛争の範囲					
【知的財産関係】 商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争					
アピールポイント					
・ファッション系等ブランド品の商標権侵害物品・不正競争防止法抵触物品についての問題を専門とする団体が運営しているセンターです。 ・係争等に至る場合が少なからずある分野ですが、裁判外紛争解決手続の機会を提供しています。 ・権利者、業者間の紛争を取り扱います。					
手数料					
申請手数料	100,000円(税別)				
期日手数料	なし				
成立手数料	100,000円(税別)から500,000円(税別)				
その他	上記のほか、調査料、分析料、試し買い費用等が発生する場合があります。				
実施方法					
実施日時	月曜日から金曜日まで(国民の休日・弊社法人休業日等を除く)10時から17時まで				
手続実施者の構成	弁護士、弁理士による(弁護士1名を必ず含む)2名構成を原則				
解決までの標準期間	約3か月間				
解決事例・想定事例					
【解決事例】 商標権侵害事例					
過去3か年の取扱件数					
	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
平成27年度	0	0	0	0	0
平成26年度	1	1	1	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0106.html>)をご覧ください。

出典：「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧」（法務省、平成29年4月1日現在） p44